

大津波警報・津波警報発表時の船舶交通の規制について

～南海トラフ巨大地震等により津波警報等が発表された場合は～
海上交通安全法に基づき **明石海峡** **友ヶ島水道** **鳴門海峡** に
船舶交通の規制(航行禁止)を実施します。

詳細裏面記載

- 津波の潮流により、明石海峡、友ヶ島水道、鳴門海峡は船舶にとって大変危険な状態になります。
- 大阪湾内の推奨避難海域は避難船舶で大変混雑することが予想されます。

大阪湾における船舶の避難手順(イメージ)



①各港の勧告による避難

大津波警報・津波警報発表と同時に各港にて港外避難の勧告が発出されます。

②大阪湾外への避難

津波到達予想時刻までに明石海峡または友ヶ島水道を通過できる場合は大阪湾外へ避難して下さい。

③推奨避難海域への避難

津波到達予想時刻までに大阪湾外へ避難が難しい場合は推奨避難海域へ避難して下さい。

④船舶交通規制の実施

津波到達予想時刻をもって、明石海峡、鳴門海峡、友ヶ島水道の航行を禁止します。

■大阪湾における避難船舶の留意事項

- (1)津波到達予想時刻までに明石海峡又は友ヶ島水道を通過できる場合は大阪湾外(播磨灘、紀伊水道)へ避難して下さい。
- (2)津波到達予想時刻までに明石海峡又は友ヶ島水道の通過が難しい場合は、淡路島東方沖の推奨避難海域へ避難して下さい。
- (3)推奨避難海域へは他の避難船舶の動静に十分注意して航行して下さい。
- (4)推奨避難海域では小型船は淡路島寄りに、中・大型船は大阪湾中央寄りに避難して下さい。

※小型船の港外避難を推奨するものではありません。

- ◎国際VHFch16を聴守して下さい。
- ◎AISメッセージを確認して下さい。
- ◎乗員の安全を最優先に行動して下さい。

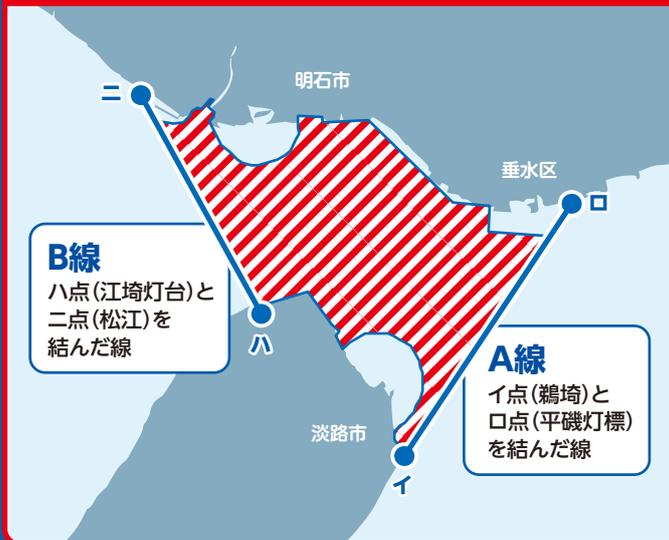
問合せ先



第五管区海上保安本部
交通部航行安全課
電話 078-391-6551

海上交通安全法適用海域における航行制限

明石海峡の航行制限海域〔A線とB線間の海上交通安全法適用海域〕



航行制限の開始時刻

気象庁から発表された大津波警報
又は津波警報に伴う

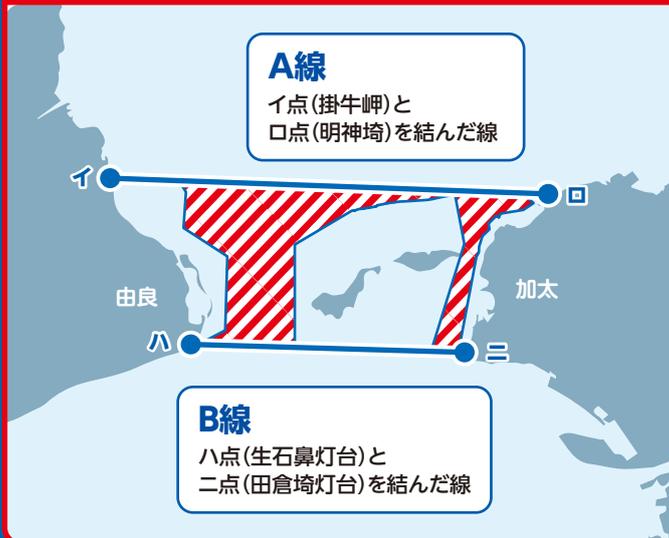
〔神戸市の津波到達予想時刻の10分前〕

航行制限事項

- 船舶は定められた海域を航行してはならない。
- 定められた海域内を航行する船舶は直ちに同海域から出域しなければならない。

(漁船、プレジャーボートを含めた全ての船舶)

友ヶ島水道の航行制限海域〔A線とB線間の海上交通安全法適用海域〕



航行制限の開始時刻

気象庁から発表された大津波警報
又は津波警報に伴う

〔淡路島南部への津波到達予想時刻〕

航行制限事項

- 船舶は定められた海域を航行してはならない。
- 定められた海域内を航行する船舶は直ちに同海域から出域しなければならない。

(漁船、プレジャーボートを含めた全ての船舶)

鳴門海峡の航行制限海域〔A線とB線間の海上交通安全法適用海域〕



航行制限の開始時刻

気象庁から発表された大津波警報
又は津波警報に伴う

〔淡路島南部への津波到達予想時刻〕

航行制限事項

- 船舶は定められた海域を航行してはならない。
- 定められた海域内を航行する船舶は直ちに同海域から出域しなければならない。

(漁船、プレジャーボートを含めた全ての船舶)

適用法令：海上交通安全法 第32条第1項

罰 則：海上交通安全法 第51条第1項第2号(3月以下の懲役又は30万円以下の罰金)